

「登録者証」発行事業の創設① (令和6年4月1日施行)

改正の概要

- 難病法及び児童福祉法の改正により、**福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため**、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業が創設された。

登録者証の活用イメージ

都道府県等難病・小慢
担当部署



【登録者証の発行】(※)

(※) 原則マイナンバー連携を活用。
また、民間アプリの活用による
デジタル化も検討。

難病・小慢患者



【各種支援の利用促進】

マイナンバー連携による確認

ハローワーク等



難病患者就職サポーター等

市町村（福祉部門）
・障害福祉サービス



「登録者証」の活用イメージ

- ✓ 障害福祉サービスの受給申請時に指定難病患者かどうかをマイナンバー連携により確認。
- ✓ ハローワーク等に対し、難病患者であることの証明として利用。
- ※ 上記の他、自治体において、登録者証発行時に地域における各種支援サービスの情報を提供いただくことを想定。

「登録者証」発行事業の創設② (令和6年4月1日施行)

登録者証の取扱い（案）

論点	見直し（案） ※青字が前回の合同委員会資料からの主な追記箇所。
マイナンバー 連携事項 ＜省令事項＞	● 指定難病の患者又は小児慢性特定疾病児童等（※）であること。 ※指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童及び児童以外の満二十歳に満たない者 ● 「指定難病名」、「小児慢性特定疾病名」はマイナンバー連携しない。
申請の流れ等 ＜通知等＞	● 指定難病の患者等からの申請に基づき発行する。 ※医療費助成を受給している方についても、申請に基づき登録者証を発行する。 ● 転居した際は、転入先の自治体にその旨を届出。 ※転入先の自治体で届出があった場合、転入先の自治体から転出元の自治体に連絡し、転出元の自治体において登録者証情報を無効にするとともに、転出先の自治体で新たに登録者証情報を登録する。
登録頻度 (有効期限) ＜通知等＞	再登録不要（有効期限なし） ※小児慢性特定疾病児童等については、医療費助成を受けている限り有効。
様式 ＜省令事項＞	● 原則マイナンバー連携を活用する。 ※マイナポータルにおいて、自身の情報が行政機関でどのようにやりとりされたか確認することが可能。 ※マイナンバーカードにより指定難病の患者等であることを確認できない状況にある方が、必要な証明ができるよう、本人からの求めに応じて紙で「登録者証」を発行する。 ※民間アプリの活用による、マイナポータルを用いない形での登録者証の提示方法についても検討を行う。
活用方法 ＜通知等＞	● 障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病の患者等であることを確認できるものとして示すことができることを、厚労省から自治体やハローワーク等の関係機関に周知する。 ● 自治体やハローワーク等における登録者証の利活用が促進されるよう、厚労省において、障害福祉・就労支援サービス等の地域で利用可能なサービスの情報提供のためのリーフレットのひな型を作成し、難病相談支援センター等を通じて患者に周知する。

(参考) マイナンバー連携により登録者証情報の照会が可能な自治体等の事務

- 難病法及び児童福祉法の改正と併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）別表第二が改正され、「④登録者証の情報（特定個人情報）」について、「①誰（情報照会者）」が「②何の事務」に使うため、「③誰（情報提供者）」に提供を求めることができるかが規定された。

【マイナンバー法別表第二に示されている内容】

支援 種別	①情報照会者	②事務	③情報 提供者（※1）	④特定個人 情報（※2）
福祉 関係	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	都道府県 知事	難病の 登録者証情報
	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務		
	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務		
就労 関係	厚生労働大臣 (ハローワーク)	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅職業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務	都道府県 知事	難病の 登録者証情報
		雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務		
災害 関係	市町村長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務	都道府県 知事	難病、小慢の 登録者証情報

（※1）難病法や児童福祉法の規定により、指定都市の長（難病・小慢）、中核市の長（小慢）、児童相談所設置市の長（小慢）を含む。

（※2）福祉関係・就労関係の事務については、小児慢性特定疾病児童等であることをもって直に対象となるものではないため、難病の登録者証のみ連携対象となっている。